

川西市社会福祉協議会 基本情報

名 称 : 社会福祉法人川西市社会福祉協議会
略 称 : 川西市社協（かわにしししゃきょう）
設 立 : 昭和29年8月1日
法人設立 : 昭和50年4月24日
設立根拠 : 社会福祉法第109条
所 在 地 : 〒666-0017
兵庫県川西市火打（ひうち）1丁目12-16
キセラ川西プラザ 福祉棟1階
組 織 : 役 員 理事15名（会長1名、副会長3名、常務理事1名含む）
監事 2名
評議員 33名
職員状況 : 常勤職員 96名（令和7年4月1日現在）
非常勤職員 112名
会員会費 : 6,523,361円（令和6年度 総額）

<目的・役割>

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法人格を持ち、住民参加・住民主体による地域福祉活動を実践する民間団体です。

『ほっとかへん つなげる・つながる おてつだい』をスローガンに、さまざまな地域福祉事業・在宅福祉事業・施設福祉事業を展開しています。

◎社協活動の3つの側面

- ①協議体：住民はもちろん、各種関係機関との話し合いによって活動を進めます。
- ②運動体：住民が直面する地域生活課題を把握し、住民と共に解決を図ります。
- ③事業体：地域生活課題への先駆的な取組を開発・実践します。

◎社会福祉協議会の4つの機能

- ①地域福祉活動への住民の参加・参画
地域福祉活動への地域住民の参加・参画を促すための支援機能
- ②地域での自立生活をおくるための相談支援
住民ひとり一人の能力を発揮して地域生活をおくるための総合支援機能
- ③地域ケアの開発と推進
新たな地域生活課題に対応するための地域ケア・地域福祉サービスの開発・推進機能
- ④包括的支援体制の推進
生活課題を解決するための住民・専門職・関係機関などが協働できるネットワークの構築機能

◎おもな活動・事業

①住民参加・住民主体による地域福祉活動

地区福祉委員会活動

ボランティア活動センター事業

福祉教育・福祉啓発活動

高齢・障がい・外国人などの当事者団体活動の支援 ほか

②個人や世帯の自立生活支援と社会参加の支援活動

介護保険事業

障害福祉サービス事業

ファミリーサポートセンター事業

資金貸付事業

総合相談支援事業

各種施設運営事業 ほか

<組織・構成>

社会福祉協議会は、地区福祉委員会や民生委員児童委員協議会連合会、コミュニティ、高齢者・障がい者などの当事者団体、ボランティア団体などの住民を主体とした団体と、公私の福祉、保健、医療、教育、福祉施設など関係機関、団体の参加、協力を得て理事会、評議員会を構成しています。

特に、概ね小学校区に設置している地区福祉委員会は、地域の福祉活動を推進する住民組織として川西市社協の基盤となる組織です。

<財 源>

社会福祉協議会の運営・事業（活動）に要する財源は、県、市及び県社協からの補助金・委託金、共同募金配分金や社協会費、善意銀行預託金からの繰入金、介護保険・総合支援法等事業報酬、福祉用具利用料等事業収入などの自主財源で賄われています。